

聖籠町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月三十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第十八号

聖籠町税条例の一部を改正する条例

聖籠町税条例（昭和三十五年聖籠町条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の七第二項中「第三百十四條の七第二項」の下に「（法附則第五條の六第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第四十一條第五項中「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第九條第一項又は第十一條第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）第十一條第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九條第一項第一号イの事業を含む。」を削る。

第一百十八條第四項中「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第九條第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第十一條第一項第七号イの事業を含む。」を削る。

附則第四條の二中「、第四十條」を削り、「延滞金の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五條第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第九十三條第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条にお

いて同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合」に改め、同条に次の一項を加える。

2 当分の間、第四十条に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第四条の二の二第一項中「日本銀行法」の下に「（平成九年法律第八十九号）」を加え、「（以下本項）」を「（当該期間内に前条第二項の規定により第四十条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第二項」に改める。

附則第四条の三中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第六条の三の二第一項中「平成三十五年度」を「平成三十九年度」に、「平成二十五年」を「平成二十九年」に、「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項（同条第九項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」に改める。

附則第六条の四中「附則第五条の五第二項」の下に「（法附則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される

場合を含む。」を加える。

附則第十六条の二第三項中「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を「、第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」に改める。

附則第二十二條の二の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第一項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第一項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第十六条、附則第十六条の二、附則第十六条の三又は附則第十七条の規定を適用する。

		附則第七項第十	附則第六項第三十	附則第六項第二十	附則第六項第十
同法第三十一項	第三十五項	租税特別措置法第三十一項	第三十五項	同法第三十一項	第三十五項
租税特別措置法第三十二條第一項	第三十五條第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の六第一項の規定により適用される場合を含む。）	租税特別措置法第三十一條の三	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する規定により適用される租税特別措置法第三十一條の三	第三十四條の三まで、第三十五條（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する規定により適用される場合を含む。）、第三十五條の二、第三十六條の二若しくは第三十六條の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する規定により適用される場合を含む。）	第三十五條第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九號）第十一條の六第一項の規定により適用される場合を含む。）

附則第二十二條の二第二項中「前項の規定は、同項」を「前二項の規定は、これら」に、「前項」を「、これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の六第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第二項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第四項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第十六条、附則第十六条の二、附則第十六条の三又は附則第十七条の規定を適用する。

附則第二十三条第一項中「附則第四十五条第三項」を「附

則第四十五条第四項」に、「法附則第五条の四の二第五項」を「法附則第五条の四の二第六項（同条第九項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第五条の四の二第五項」と、「を」附則第五条の四の二第六項」と、「に改め、同条第二項中「第十三条の二第一項から第五項」を「第十三条の二第一項から第六項」に、「附則第四十五条第四項」を「附則第四十五条第五項」に、「法附則第五条の四の二第五項」を「法附則第五条の四の二第六項（同条第九項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十二條の七第二項の改正規定並びに附則第四条の二、第四条の二の二、第四条の三、第六条の四、第十六條の二及び第二十二條の二の改正規定並びに次条並びに附則第三条第一項及び第二項の規定 平成二十六年一月一日
- 二 附則第六條の三の二及び第二十三條の改正規定並びに附則第三条第三項の規定 平成二十七年一月一日

（延滞金に関する経過措置）

第二条 改正後の聖籠町税条例（以下「新条例」という。）

附則第四条の二の規定は、延滞金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日

前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第三条 新条例附則第四条の三の規定は、平成二十六年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成二十五年までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第二十二條の二第二項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成二十五年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第二十三條の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成二十六年までの個人の町民税については、なお従前の例による。
（固定資産税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成二十五年四月一日前に地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百十六号。）附則第十五條の九第一項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が三十万円以上五十万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第九條の二第六項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。